

第二十号議案

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように定める。

令和二年二月二十五日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免除することに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第二条 知事等は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が県に対し賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について賠償する責任を免れるものとする。

一 知事等（次号に規定する地方警務官を除く。以下この号において同じ。） 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 知事 六

ロ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 四

ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は企業局長若しくは病院局長 二

ニ 職員（ロ及びハに掲げる職員を除く。） 一

一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。） 政令第七十三条第一項第二号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 警察本部長 二

ロ 警察本部長以外の地方警務官 一

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(199)

理 由

地方自治法の一部改正に伴い、知事等の県に対する損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めたいので提出する。

(200)

第二十二号議案

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正について

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月二十五日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第一条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十六年大分県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(警察の職務を行う職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第一条 警察の職務を行う職員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十九年大分県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第三条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十三年大分県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

五 給料を支給される職員 法第二条第四項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

理 由

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部改正に伴い、給料を支給される会計年度任用職員の補償基礎額を定める必要があり、及び任命権者が会計年度任用職員の服務の宣誓について別段の定めをすることができることとしたいので提出する。

第二十三号議案

大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月二十五日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十二年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の大分県立総合体育館の項を次のように改める。

アマチュアスポーツに使用する場合	午 前	二、一〇〇円	<p>1 必要体育用具の使用料を含む。</p> <p>2 「午前」は午前九時から正午まで、「午後」は正午から午後五時まで、「夜間」は午後五時から午後九時までとする。</p> <p>3 その他に使用する場合で日曜日、土曜日又は祝日に使用するときは、それぞれ上記使用料の額の三割増しとする。</p> <p>4 入場料（前売券面額をいい、前売券のない場合は、行事の当日に入場者から領取する金額）</p>
	午 後	三、五〇〇円	
	夜 間	二、八〇〇円	

附属設備 の使用料	放送設備	一式一回	三、四〇〇円	四 福祉関係法 の適用を受け る団体 6 冷暖房使用期 間中の使用料に ついては、上記 使用料の額に、 百分の五十を乗 じた額を加算す る。
	長机	一脚一回	六〇円	
個人使用 料	折り畳み椅子	一脚一回	三〇円	「高校生・中学 生・小学生」と は、高等学校の生 徒、中学校の生 徒、小学校の児童 及びこれらに準ず る者をいう。
	一般	一人二時間	一〇〇円	
	高校生・中学生 ・小学生	一人二時間	六〇円	
		一時間	二、八〇〇円	

別表第三の覚せい剤関係事務の項中

覚せい剤施 用機関指定 申請手数料	覚せい剤施用 機関指定申 請手数料
覚せい剤施 用機関指定 証再交付申 請手数料	覚せい剤施用 機関指定証 再交付申請 手数料
覚せい剤研 究者指定申 請手数料	覚せい剤研究 者指定申請 手数料
覚せい剤研 究者指定証 再交付申請 手数料	覚せい剤研究 者指定証再 交付申請手 数料
覚せい剤原 料取扱者指	覚せい剤原料 取扱者指定

料	付申請手数料	料	付申請手数料
料	覚せい剤原料製造業者指定申請手数料	料	覚せい剤原料製造業者指定申請手数料
料	覚せい剤原料製造業者指定証再交付申請手数料	料	覚せい剤原料製造業者指定証再交付申請手数料
料	覚せい剤原料製造業者指定申請手数料	料	覚せい剤原料製造業者指定申請手数料

務の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改め、同表の肥料登録事務の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同表の家畜伝染病予防事務の項中「豚コレラ予防注射」を「豚熱予防注射」に改め、同表の漁業関係事務の項中

休業中の漁業許可申請手数料	一件	二、五〇〇円	を
休業中の漁業許可申請手数料	一件	二、五〇〇円	に
沿岸漁場管理団体指定申請手数料	一件	三、七〇〇円	

改め、同表の都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務の項中

7 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年 経済産業省 国土交通省 令 第一号。以下この項において「省令」という。）第四条第三項第二号の単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値及び省令第五条第三項第二号の単位住

(208)

<p>7 法第五十四条第二項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出がある場合は、上記の金額に、当該申出に係る建築物について建築基準法第六条第一項の規定による確認申請又は同法第十八条第二項の規定による通知をする者が、建築基準法関係事務の項の規定に基づき納付すべき建築物確認申請又は通知に係る審査手数料に相当する金額（同法第六条の三第一項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する場合にあつては、低炭素建築物新築等計画認定に係る構造計算適合性判定手数料を加算して得た金額）を加算する。</p>	を	<p>戸の基準一次エネルギー消費量を合計した数値を用いてエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。）を評価した場合においては、三の規定の例により算定した金額は加算しない。</p> <p>8 法第五十四条第二項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出がある場合は、上記の金額に、当該申出に係る建築物について建築基準法第六条第一項の規定による確認申請又は同法第十八条第二項の規定による通知をする者が、建築基準法関係事務の項の規定に基づき納付すべき建築物確認申請又は通知に係る審査手数料に相当する金額（同法第六条の三第一項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要す</p>	に改め、同表の建築物のエネルギー
--	---	--	------------------

<p>一 消費性能の向上に関する法律関係事務の項中</p>	<p>る場合にあつては、 低炭素建築物新築等 計画認定に係る構造 計算適合性判定手 料を加算して得た金 額)を加算する。</p>
<p>二 「適合証」と は、当該計画が法 第三十条第一項第 一号に掲げる基準 に適合しているこ とを登録建築物エ ネルギー消費性能 判定機関(法第十 五条第一項に規定 する登録建築物エ ネルギー消費性能 判定機関をいう。 以下この項におい て同じ。)又は登 録住宅性能評価機 関(住宅の品質確 保の促進等に関す</p>	<p>二 上記二の場合に おいて、省令第四 条第三項第二号の 単位住戸の設計一 次エネルギー消費 量を合計した数値 及び省令第五条第 三項第二号の単位 住戸の基準一次エ ネルギー消費量を 合計した数値を用 いてエネルギー消 費性能(法第二条 第二号に規定する エネルギー消費性 能をいう。以下こ の項において同 じ。)を評価した 建築物の床面積の 合計は、当該認定 申請を行う建築物 一棟当たりから省 令第四条第三項第 一号に規定する共 用部分を除いた部 分について算定す る。</p>
<p>三 「適合証」と は、当該計画が法 第三十条第一項第</p>	<p>三 「適合証」と は、当該計画が法 第三十条第一項第</p>